

町有林産物（立木）公売 物件明細書

- 1 入札日 令和8年6月26日（金）
- 2 開始時間 午前10時00分
- 3 入札会場 一戸町役場庁舎2階 特別会議室

立木調査集計表

事業区名	一戸町有林 事業区
------	-----------

対象面積	12.03 ha
------	----------

毎木調査						
項目	単位	内 訳				計
樹種		スギ	アカマツ	カラマツ	その他	
本数	本	71	3,634	911	664	5,280
材積	m ³	28.082	2,656.811	652.063	300.681	3,637.637
標準地調査						備 考
測量延長	m					
測量面積	m ²					
標準地延長	m					
標準地面積	m ²					
標準地割合	%					
		内 訳				計
		スギ	アカマツ	カラマツ		
調査本数	本					
調査材積	m ³					

特記事項	
------	--

材積の計算

事業区：町有林

樹種：スギ

調査面積：

12.03 ha

胸高直径	樹高	本数	単材積	材積	摘要
8					
10	7	6	0.029	0.174	
12	9	6	0.053	0.318	
14	11	3	0.086	0.258	
16	13	10	0.130	1.300	
18	14	4	0.173	0.692	
20	15	4	0.226	0.904	
22	16	4	0.287	1.148	
24	17	9	0.358	3.222	
26	18	6	0.441	2.646	
28	19	3	0.535	1.605	
30	20	4	0.643	2.572	
32	21	4	0.765	3.060	
34	21	2	0.860	1.720	
36	22	2	1.008	2.016	
38	23	2	1.171	2.342	
40	23	1	1.292	1.292	
42	24	0	1.480	0.000	
44	24	0	1.609	0.000	
46	25	0	1.824	0.000	
48	25	0	1.972	0.000	
50	26	0	2.211	0.000	
52	26	0	2.374	0.000	
54	27	0	2.640	0.000	
56	27	1	2.813	2.813	
58					
60					
62					
64					
66					
合計		71		28.082	
平均			胸高直径	22.4 cm	
			樹高	15.54 m	

材積の計算

事業区：町有林

樹種：アカマツ

調査面積：

12.03 ha

胸高直径	樹高	本数	単材積	材積	摘要
8					
10	13	1	0.054	0.054	
12	14	12	0.083	0.996	
14	15	54	0.119	6.426	
16	16	101	0.163	16.463	
18	17	179	0.216	38.664	
20	18	230	0.280	64.400	
22	19	260	0.355	92.300	
24	19	297	0.422	125.334	
26	20	331	0.520	172.120	
28	20	322	0.594	191.268	
30	21	339	0.709	240.351	
32	21	305	0.794	242.170	
34	22	285	0.931	265.335	
36	22	249	1.029	256.221	
38	22	210	1.132	237.720	
40	23	173	1.297	224.381	
42	23	92	1.409	129.628	
44	23	64	1.524	97.536	
46	24	52	1.734	90.168	
48	24	32	1.882	60.224	
50	24	20	2.021	40.420	
52	25	8	2.297	18.376	
54	25	8	2.459	19.672	
56	25	8	2.625	21.000	
58	25	2	2.792	5.584	
60					
62					
64					
66					
合計		3,634		2,656.811	
平均			胸高直径	29.5 cm	
			樹高	20.37 m	

材積の計算

事業区：町有林

樹種：カラマツ

調査面積：12.03 ha

胸高直径	樹高	本数	単材積	材積	摘要
8					
10	11	0	0.043	0.000	
12	13	0	0.074	0.000	
14	15	10	0.116	1.160	
16	16	34	0.162	5.508	
18	17	65	0.218	14.170	
20	18	75	0.284	21.300	
22	19	84	0.367	30.828	
24	20	82	0.457	37.474	
26	21	106	0.559	59.254	
28	22	76	0.675	51.300	
30	23	91	0.805	73.255	
32	23	73	0.899	65.627	
34	24	67	1.049	70.283	
36	25	51	1.213	61.863	
38	25	25	1.333	33.325	
40	26	23	1.524	35.052	
42	26	22	1.659	36.498	
44	27	15	1.878	28.170	
46	27	4	2.029	8.116	
48	28	4	2.276	9.104	
50	28	4	2.444	9.776	
52					
54					
56					
58					
60					
62					
64					
66					
合計		911		652.063	
平均			胸高直径	27.7 cm	
			樹高	21.37 m	

材積の計算

事業区：町有林

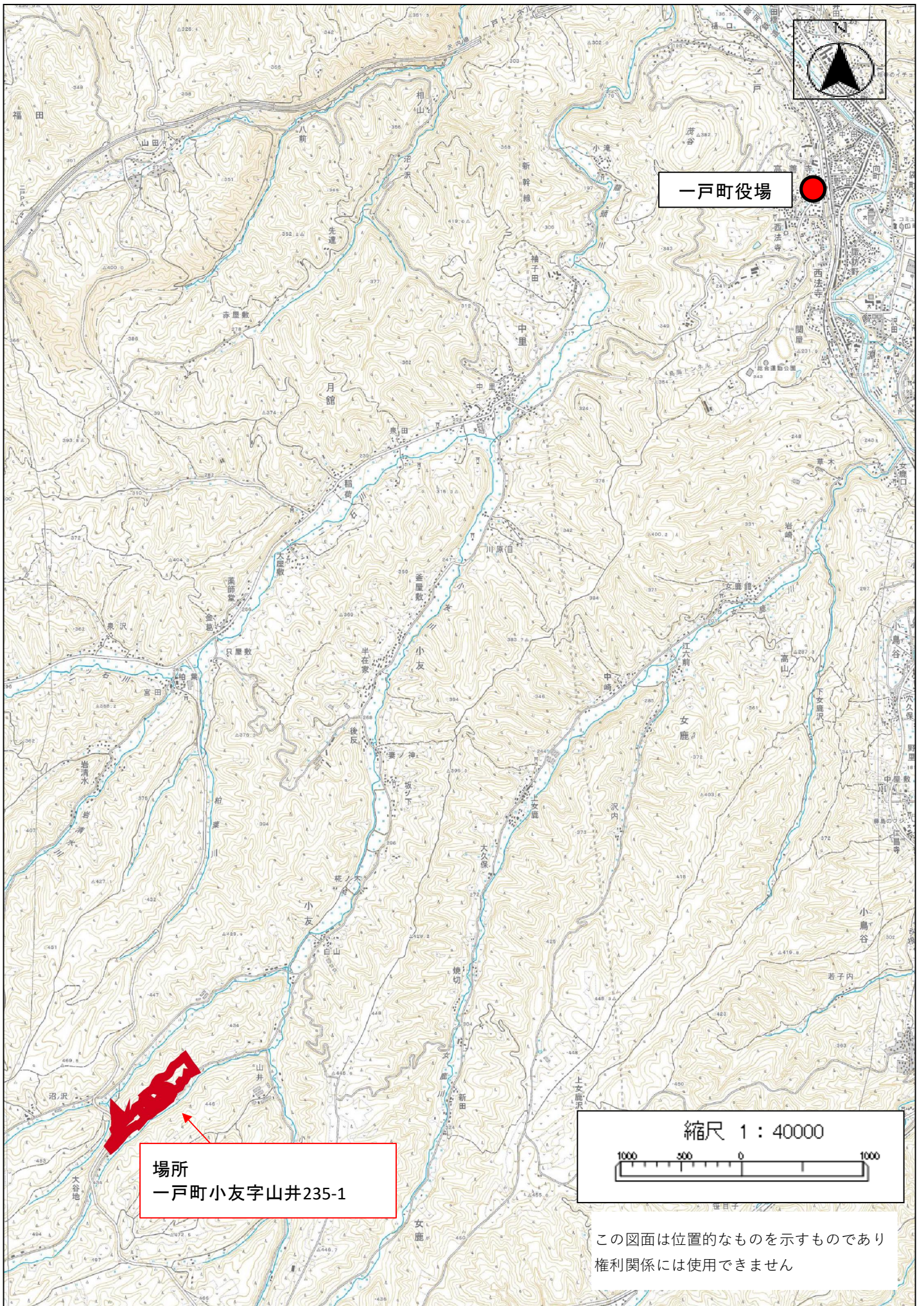
樹種：ソノタ

調査面積：

12.03 ha

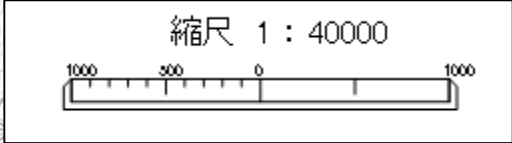
胸高直径	樹高	本数	単材積	材積	摘要
8					
10	10	0	FALSE	0.000	
12	11	0	0.059	0.000	
14	13	0	0.093	0.000	
16	14	0	0.130	0.000	
18	15	0	0.174	0.000	
20	15	89	0.212	18.868	
22	16	106	0.272	28.832	
24	17	122	0.341	41.602	
26	17	85	0.397	33.745	
28	18	69	0.484	33.396	
30	18	58	0.551	31.958	
32	19	39	0.659	25.701	
34	19	38	0.738	28.044	
36	20	28	0.867	24.276	
38	20	4	0.960	3.840	
40	21	18	1.113	20.034	
42	21	4	1.219	4.876	
44	21	3	1.330	3.990	
46	22	1	1.519	1.519	
48	22	0	1.645	0.000	
50	22	0	1.776	0.000	
52					
54					
56					
58					
60					
62					
64					
66					
合計		664		300.681	
平均			胸高直径	26.6 cm	
			樹高	17.30 m	

位置図



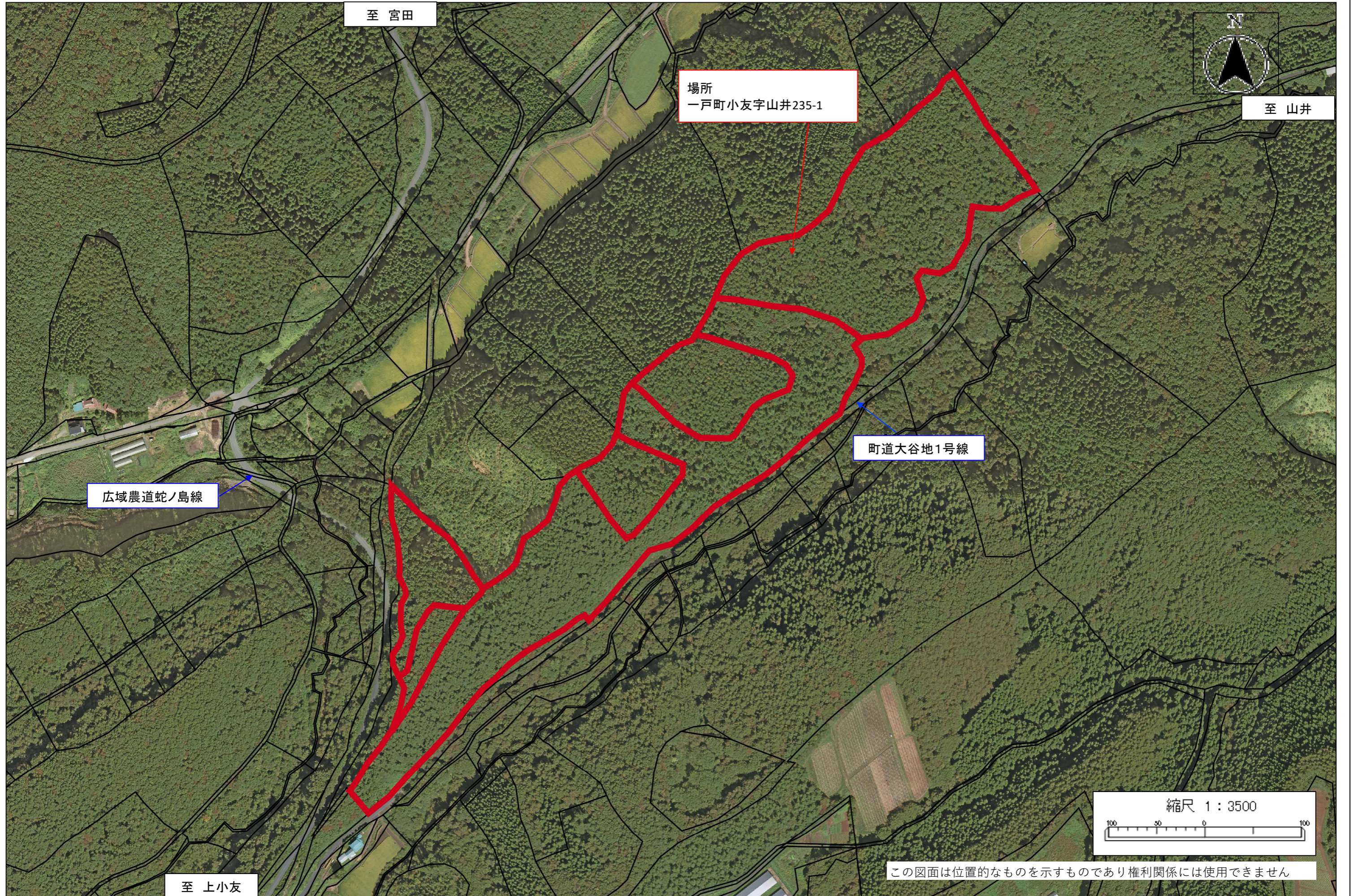
一戸町役場

場所
一戸町小友字山井235-1



この図面は位置的なものを示すものであり
権利関係には使用できません

拡大図



至 宮田

場所
一戸町小友字山井235-1

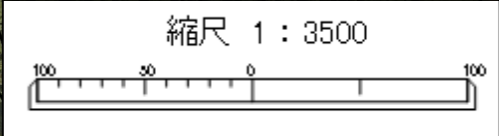


至 山井

町道大谷地1号線

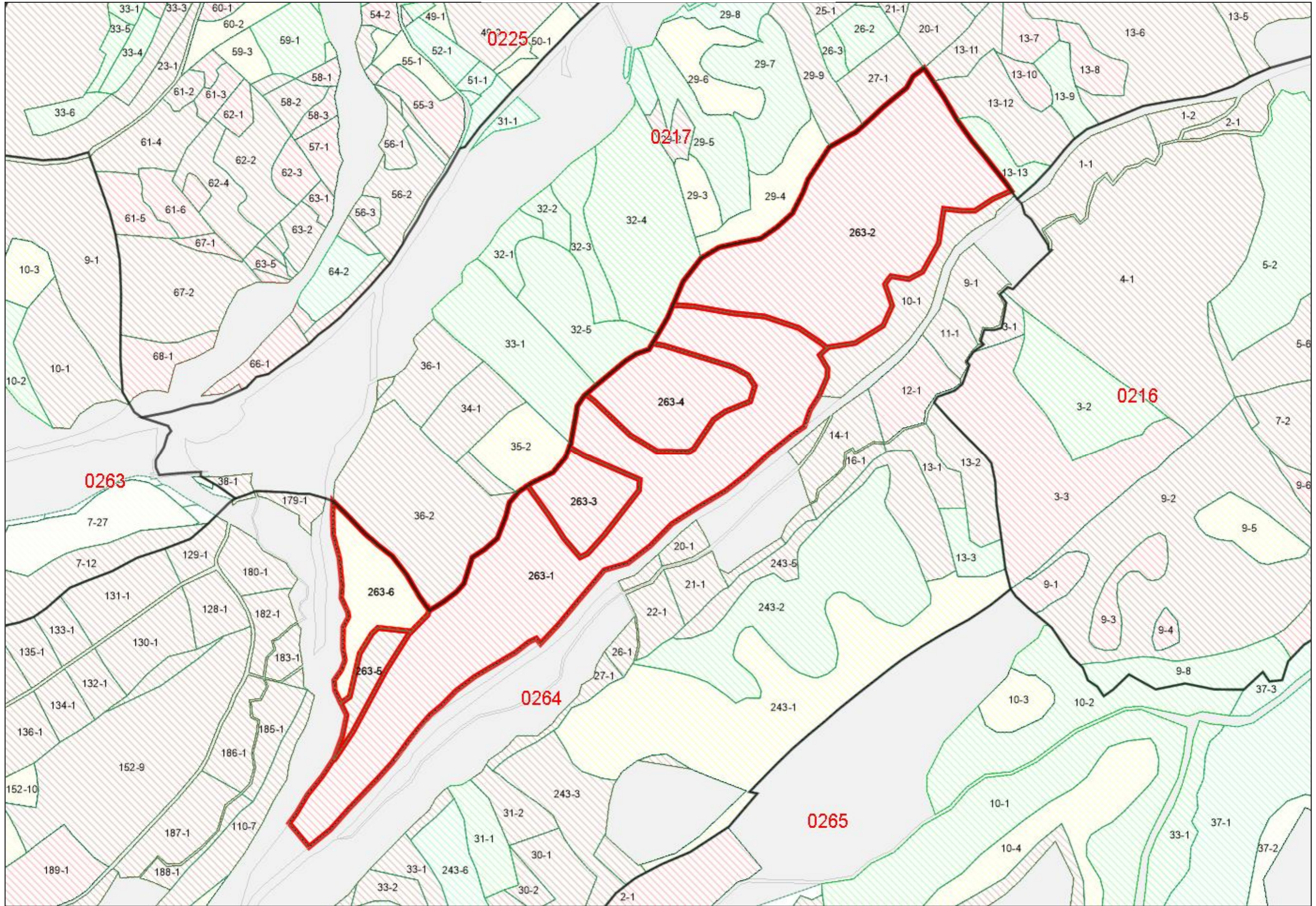
広域農道蛇ノ島線

至 上小友



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

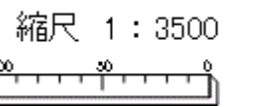
森林資源管理図



凡例

林班	林相図
準林班	小班
森林資源管理図 (林相図)	その他
スギ 1-16 (混)	スギ 16-35 (混)
スギ 16-35 (混)	スギ 36- (混)
アカマツ 1-15 (混)	アカマツ 16-35 (混)
アカマツ 16-35 (混)	アカマツ 36- (混)
アカマツ 36- (混)	その他 針葉樹 1-15 (混)
その他 針葉樹 1-15 (混)	その他 針葉樹 16-35 (混)
その他 針葉樹 16-35 (混)	その他 針葉樹 36- (混)
その他 広葉樹 1-15 (混)	その他 広葉樹 16-35 (混)
その他 広葉樹 16-35 (混)	その他 広葉樹 36- (混)
その他 広葉樹 36- (混)	888
森林外	R8主伐箇所

森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。



町有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

町有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け、2林整整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いします。

特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いします。

1 枝条や伐倒木の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、民家や道路等へ転落させないように作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど、早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- ・ 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあつて、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

3 道路の使用や損傷防止について

- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力避ける等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合は、補修を行うこと。
- ・ 国道、県道、町道等の法定道路において作業をする際は、警察（道路使用）及び道路管理者（道路占用又は道路作業）の許可を得ること。

4 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保、事故防止に努める。

5 アカマツ林の伐採について

当町は、松くい虫被害地域の指定となっていますので、アカマツを伐採・搬出する際は、別添「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」を遵守願います。6月から9月の間はアカマツの伐採は行わないでください。なお、本件場所周辺においては、松くい虫の被害は確認されておらず、健全木の扱いとなるため移動制限は該当しません。

また、「森林病虫害等防除法」に基づき岩手県が公表している令和8年3月27日付け「岩手県告示第167号」において、森林病虫害等の駆除及びまん延を防止するために行うべき措置が定められていることから、併せて確認願います。

6 放射性セシウムの測定について

広葉樹等をしいたけ原木及び薪として使用する場合は放射性セシウムの測定が必要となることから、適切に対応願います。

松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針

(平成 21 年 4 月 16 日森整第 65 号)
(改正 平成 22 年 3 月 17 日森整第 970 号)
(改正 平成 23 年 2 月 18 日森整第 842 号)
(改正 平成 24 年 4 月 13 日森整第 52 号)
(改正 平成 26 年 2 月 20 日森整第 768 号)
(改正 平成 27 年 3 月 3 日森整第 799 号)
(改正 令和 5 年 2 月 27 日森整第 745 号)
(改正 令和 8 年 4 月 1 日森整第 110 号)

1 趣 旨

松くい虫被害の拡大防止を図り、健全なアカマツ林を造成するため、「岩手県松くい虫被害対策推進大綱」による総合的な被害対策を推進するとともに、この指針に基づき、アカマツ林の除間伐及び主伐並びに土木工事等におけるアカマツ支障木伐採等の適正な伐採施業について指導するものである。

2 地域区分

松くい虫被害（マツ材線虫病）の発生状況及びマツノマダラカミキリの生息分布状況を勘案し、次のとおり地域区分を行う。

地域名	指 定 要 件	地 域 の 範 囲
被害地域	松くい虫被害（マツ材線虫病）が継続して発生している地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、奥州市、金ケ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、遠野市、一戸町
周辺地域	被害地域に接する地域で、マツノマダラカミキリの生息が確認されるなど警戒を要する地域。 ただし、標高おおむね 500m 以上を除くものとする。	
その他の地域	上記以外の地域。	上記以外の市町村

3 施業指針

地域区分別の施業指針は、次のとおりとする。

なお、この指針は主伐と搬出間伐を基本としている。切り捨てした除間伐木については、本表の残材と同じ処理をする。

地域名	伐採時期	処 理 方 法			備 考
		造材丸太	残 材	枝 条	
被害地域 及び 周辺地域	4月 ～5月	6月に入る前に林外に搬出すること。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	薬剤散布はなるべく避け、散布する場合は県の指導を受けること。 破砕は、チップパーにより行い、厚さ 15mm 以下とすること。
	6月 ～9月	伐採を避けること。 やむを得ず伐採する場合は、所管する広域振興局林務部、農林部又は農林振興センターの指示を受けること。			6月～9月に新しい皮付丸太を放置すると、松くい虫の繁殖源、感染源となる。
	10月 ～11月	通常の施業でよい。	最大径 20cm 以上のものは、1m 以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	放置してもよい。	「マツ伐倒時期安全確認調査」を実施した場所においては、安全が確認された時期、方法に従って施業すること。（調査方法は別紙のとおり）
	12月 ～1月	通常の施業でよい。	1m以下に玉切って乾燥しやすいように残置すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
	2月 ～3月	通常の施業でよい。	剥皮、焼却、林外搬出処分、薬剤散布又は破砕すること。	左に同じ。 ただし、最大径 3cm 以下のものは放置してもよい。	
その他の地域		通常の施業でよい。	左に同じ。	左に同じ。	

4 その他

- (1) 被害地域及び周辺地域の標高おおむね 500m以上の林分であっても、マツノマダラカミキリの生息している林分と近接している場合は、標高おおむね 500m未満の地域に準じる。
- (2) 被害地域及び周辺地域においては、被圧木、衰弱木枯損枝、暴風雪その他の原因による枯損木は、速やかに処理する。
- (3) 被害地域及び周辺地域においては、隣接林分（おおむね 200m以内）の連年施業は避けること。
- (4) クロマツについても本指針に準じて施業する。
- (5) この指針により難しい場合には、別添の「マツ伐倒時期安全確認調査方法書」による調査結果によって施業すること。

マツ伐倒時期安全確認調査方法書

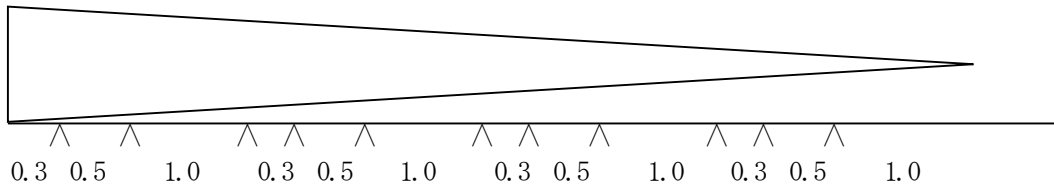
1 目的

アカマツの伐木残材や枯損木が松くい虫被害の感染源となっていることから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採作業指針」に基づいて作業の指導を進めるとともに、地域の立地環境により、伐採時期、作業方法を弾力的に運用するため、本調査を実施する。

なお、この調査の結果は、当面、調査場所にのみ適用するものとする。

2 調査方法

- (1) 10月～翌年5月までの各月の20日に供試木2本を伐倒し、各々1.0、0.5、0.3mに玉切り、林内に放置する。
- (2) 翌年10月に各供試丸太に対するマツノマダラカミキリの寄生状況を調査する。
- (3) 供試木の玉切り方法は、次のとおりとする。



時期別伐倒木調査とりまとめ表

現地機関名						担当者名										
林況・地況	所在地					事業区、林小班										
	樹種	林齢	年		平均胸高直径	cm	平均樹高	m								
	方位	標高	m		備考											
調 査 結 果																
伐倒年月日	供試木の胸高直径	1.0m 材				0.5m 材				0.3m 材						
		供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数				供試本数	マツノマダラカミキリ寄生密度本数			
			0	+	++	+++		0	+	++	+++		0	+	++	+++
年月日	No.1 No.2 計															
年月日	No.1 No.2 計															
年月日	No.1 No.2 計															
0 寄生なし + 1匹 ++ 2～5匹 +++ 6匹以上		供試丸太1本当たりの幼虫、あるいは材入孔数				注) 1 判定は「マツノマダラカミキリ判定の手引」を利用。 2 カラフトとマダラは判別不能なので、区別しなくてもよい。 (林業技術センターで飼育して判定する) 3 寄生密度の判定は、概略で良い。(全面剥皮の必要はない)										

岩手県告示第167号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる命令をしようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町及び二戸郡一戸町

イ 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 森林病虫害等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

ア 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

イ 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

ウ 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木に薬剤を散布し、当該伐採木を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(4) 命令をしようとする理由 (1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、(3)に定める措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他

ア (3)に定める措置のうち、薬剤を散布する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ (3)に定める措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により(3)に定める樹木、伐採跡地又は伐採木の所在する区域を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ (3)に定める措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行った後速やかに、別に定める申請書を局長に提出するものとし、その提出があったときは、局長は、当該申請者が(3)に定める措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

エ 局長は、(3)に定める樹木、伐採跡地又は伐採木を所有し、又は管理する者が、(1)イに定める期間内に(3)に定める措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。

オ 局長は、エの措置を行った場合において、その費用の額が、(3)に定める措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

2(1) 区域及び期間

ア 区域 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波郡紫波町、同郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町及び二戸郡一戸町

イ 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 森林病害虫等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容 (1)アに定める区域に存する松くい虫が付着している伐採木は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、松くい虫を駆除する目的で区域内を移動する場合は、この限りでない。

(4) 命令をしようとする理由 (1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、(3)に定める措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

「主伐時における伐採・搬出指針」の一部改正について

令和5年3月31日 4林整整第924号 林野庁長官通知

主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）の一部を別添のとおり改正し、令和5年4月1日より適用することとしたので通知する。

都道府県におかれては、必要に応じ都道府県として作成した立木の伐採・搬出に関する指針の改正、立木の伐採・搬出に関する指導等を行う際の参考とするとともに、林業経営体における立木の伐採・搬出に係る行動規範の参考として活用されるよう周知及び指導されたい。

また、貴管下の市町村に対しても、林業経営体への適切な指導及び普及啓発に活用されるよう周知をお願いします。

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2 定義

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- (1) 立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。
- (2) 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。
- (3) 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。
- (4) 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

- (5) 地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
 - ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。
 - ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。
 - ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。
排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所(安定した尾根部や常水のある沢等)をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返すなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小溪流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4(3)に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

(1) 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

(2) 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

(3) やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避けるものとする。
 - エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

- (1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。
- (2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実にを行うものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）

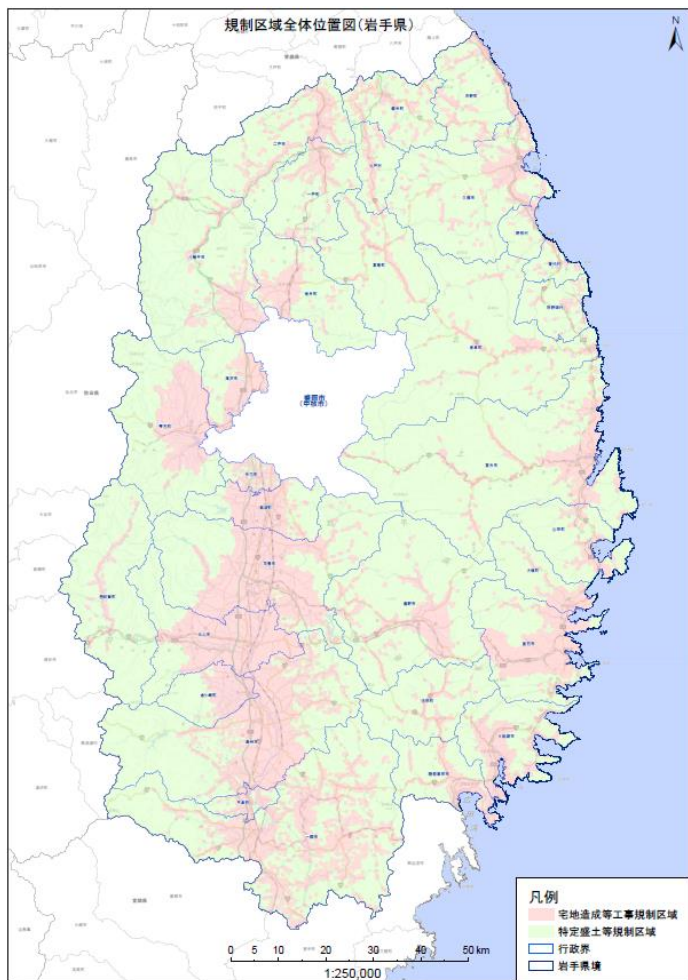
- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）
- (3) 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。
 - (4) 本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。
 - (5) 地質の特性や排水施設的具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

令和7年5月23日(金)から 盛土規制法の運用を開始します。

宅地造成等規制法が抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称:盛土規制法)が新たに定められました。岩手県では、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年5月23日(金)に指定し、運用を開始します。

令和7年5月23日(金)以降、規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、工事着手前に許可又は届出が必要となりますので、手続きに漏れないようご注意ください。

規制区域



盛岡市(中核市)の規制区域は、盛岡市長が別途指定

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が崩壊した際に人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します

特定盛土等規制区域

市街地や集落、その周辺などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が崩壊した際に人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定します

許可申請から工事完了までの流れ

① 許可申請前

- ・土地の所有者等全員の同意
- ・周辺住民への事前周知



② 許可申請・許可

- ・許可基準への適合
- ・知事等の許可



③ 工事着手

- ・現場での標識掲出
- ・中間検査
- ・定期報告



④ 工事完了

- ・完了検査

都市計画法に基づく開発許可を受けて行われている工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされますが、③の盛土規制法に基づく手続きについては別途必要です。



※区域の詳細等は、ホームページをご覧ください。

規制対象となる盛土等の規模

区域	行為	許可					
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
		イメージ図					
土石の堆積	一時的な	要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの		⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの		
		イメージ図					

区域	行為	許可	届出				
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが1m超、2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超、5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超、5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが2m超、5m超となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超、3,000㎡超となるもの(①～④を除く)
		イメージ図					
土石の堆積	一時的な	要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超、5m超かつ面積が300㎡超、1,500㎡超となるもの		⑦最大時に堆積する面積が500㎡超、3,000㎡超となるもの		
		イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<規制区域の指定時に現に盛土等や土石の堆積の工事を行っている場合の取扱い>

令和7年5月23日(金)に許可・届出対象と同規模の盛土等を行っている場合は、令和7年6月13日(金)までに工事内容を届出する必要があります。

盛土規制法に関するよくある質問

Q 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか？

A 盛土等の工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。

Q 許可を受けてない盛土工事は、どのように見分けられますか？

A 許可対象の工事である場合、許可取得後にインターネット上で公表されるほか、現場に標識が設置されます。

注意

無許可等で盛土等を行った場合などは罰則の対象になります。

- ・最大で懲役3年以下
- ・罰金1,000万円以下
- ・法人に対しては最大3億円以下

